

長期使用構造等確認の審査料金(新築)

※ 一戸建て住宅の審査料金 (戸数が一戸の併用住宅を含む)

床面積の合計 (A)		基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
		申請戸数が多い等、下記料金から減額になる場合がございますので ご相談ください	
A ≤ 300 m ² ※1	電子申請	55,000 円	26,000 円
	紙申請	60,000 円	
許容応力度計算等で適合確認		上記該当手数料 +10,000 円	—
300 m ² < A ※1	電子申請	73,000 円	40,000 円
	紙申請	78,000 円	
変更確認申請書 ※2		上記該当手数料 の半額	上記該当手数料 の半額
業務規程第 13 条による変更 の確認申請書 (別件で新規申請) ※3		変更前物件の申請手数料 の半額	変更前物件の申請手数料 の半額
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)		6,000 円	6,000 円
機構様式による 長期使用構造等確認 軽微な変更報告書 ※4		6,000 円	
確認書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)			6,000 円
設計性能評価書交付後に 長期使用構造等確認書を取得			5,000 円

- ※1 木造 2 階建て住宅で構造の安定の項目を許容応力度計算等で適合確認を行った場合は、業務規程第 34 条 (7) により減額を行わない (業務規程第 34 条 (4)、(5) xii を)
- ※2 当社以外の機関が確認書を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。
- ※3 長期使用構造等確認書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度長期使用構造等確認申請書の新規申請を行う
- ※4 長期使用構造等確認書の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}$
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円}$
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}$
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円}$
$5,000 \text{ m}^2 < A \leq$	$M \times 6,500 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}$	$M \times 3,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}$
変更確認申請書	上記該当手数料の半額	
業務規程第 13 条による変更 の確認申請書 (別件で新規申請) ※1	上記該当手数料の半額	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)	$M \times 6,000 \text{ 円}$	
機構様式による 長期使用構造等確認 軽微な変更報告書 ※2	$M \times 6,000 \text{ 円}$	
確認書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)	$M \times 6,000 \text{ 円}$	
設計性能評価書交付後に 長期使用構造等確認書を取得	$M \times 5,000 \text{ 円}$	
備考	M : 長期使用構造等の審査を行う戸数	

※1 長期使用構造等確認書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度長期使用構造等確認申請書の新規申請を行う

※2 長期使用構造等確認書の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

注 1 : 当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る長期使用構造等確認の審査料金は、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 2 : 料金はすべて消費税込みの金額となっています。

注 3 : 第 31 条 (5) i ~ xii に準じた内容等で機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別表 4 の削減率及び別途ご相談に応じます。

長期使用構造等確認の審査料金(増改築)**※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 200 \text{ m}^2$	76,000 円	47,000 円
$200 \text{ m}^2 < A$	85,000 円	65,000 円
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
※変更の取り扱いは新築に準ずる		
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる		
※長期確認書の再交付の取り扱いは新築に準ずる		

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 68,000 \text{ 円}$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 47,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A$	別 途 見 積	別 途 見 積
備考	M : 技術的審査を行う戸数	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		
※長期確認書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		

注1：耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット35S・建築基準法・認定長期優良住宅・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注2：耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合には別途見積とする。

注3：当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注5：料金はすべて消費税込みの金額です。

注6：戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

長期使用構造等確認の審査料金(既存)**※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計 (A)		基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
A ≤ 300 m ²	新築	63,000 円	47,000 円
	増改築	68,000 円	
300 m ² < A	新築	82,000 円	65,000 円
	増改築	85,000 円	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する			
※変更の取り扱いは新築に準ずる			
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる			
※長期確認書の再交付の取り扱いは新築に準ずる			

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)		基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
A ≤ 500 m ²	新築	M×6,000 円+ 65,000 円	M×6,000 円+ 47,000 円
	増改築	M×7,000 円+ 68,000 円	M×7,000 円+ 47,000 円
500 m ² < A		別 途 見 積	別 途 見 積
備考		M：技術的審査を行う戸数	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する			
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			
※長期確認書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			

注1：耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット35S・建築基準法・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注2：耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合には別途見積とする。

注3：当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注5：料金はすべて消費税込みの金額です。

注6：戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

長期使用構造等確認の料金(減額)**(長期使用構造等確認(新築))****※一戸建て住宅の申請料金(減額規定)**

業務規程		
第34条(3)	グリーン化事業【はりま風土木(機構:構成員)の物件に限る】	
	床面積の合計(A)	長期使用構造等確認
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	46,000円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料+10,000円
第34条(4)	物件数 300件/年 以上	
	床面積の合計(A)	長期使用構造等確認
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	31,000円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料 + 協議により 0~10,000円範囲の手数料とする
第34条(5)	戸建ての住宅(戸数が一戸の併用住宅を含む)	
	i~iii、v及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
		減額率
		10%~50%
	共同住宅等	
	vi~vii及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
減額率		
10%~50%		
第34条(6)	長期使用構造等軽微変更 該当証明申請書	変更内容により減額できる

注1: 第34条(5) viiiで床面積の合計が300m²を超える場合は別途見積もりによります

注2: 確認書の再交付は、1戸あたり6,000円とします。

注3: 料金はすべて消費税込みの金額です。